

エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等規約

(目的)

第1条 本規約は、AIやIoTなどの最新テクノロジーを活用することで、新しいサービス及び製品の提供や課題の解決を図る時代への対応の一環として、新たなサービスを生み出していくために不可欠となるテクノロジーを操るエンジニアの集積とそのエンジニアの技術レベルの維持、向上のため、エンジニアが誇りを持って活動することができる環境づくりに寄与し、エンジニアや関連団体等の交流促進、技術レベルやモチベーションを維持し向上させることを目的とするエンジニアフレンドリーシティ福岡（以下「EFC」といいます。）の取組に賛同する企業、団体、学校等（以下「企業等」といいます。）の登録に関し、必要な事項を定めるものです。

(登録された企業等の呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称はエンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等といたします。

(登録の要件)

第3条 エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等は、原則として、福岡に拠点を置き、EFCの趣旨に沿って、エンジニアやエンジニアを目指す学生等に、次のいずれかに該当する取組（営利目的で行われるものを除きます。）を継続して行っている、又は賛同の登録手続の日から概ね3か月以内に行う予定としているもの（個人、政治団体、宗教法人、反社会的勢力、その他福岡市経済観光文化局新産業振興課（以下「福岡市」といいます。）がEFCに賛同する企業等として登録することが不相当であると認める者を除きます。）を対象とします。

- (1) 時間外労働の縮減やリモートワーク等、ワークライフバランス等を考えた働きやすい環境づくり
- (2) エンジニアのスキルアップのための研修制度や補助制度等、成長に繋がる取組
- (3) エンジニアが交流できるイベントの定期開催や交流イベントへの社として参加等、交流促進に繋がる取組
- (4) 自社の会議室等のスペースのエンジニアコミュニティ活動に対する無償提供や、コミュニティイベント等への参加支援等、エンジニアコミュニティ支援の取組
- (5) その他EFCの趣旨に沿った活動と認められる取組

(事務局の設置及び登録手続)

第4条 福岡市は、エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等に係る総合的な調整事務を行う事務局を、公益財団法人九州先端科学技術研究所に置くものとします。

2 エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等に登録を受けようとする企業等は、公益財団法人九州先端科学技術研究所のホームページ上のEFCウェブサイトの申込みフォームにより、事務局に登録の申請をお願いします。

(登録の処理)

第5条 事務局は、前条第2項により登録の申請があった企業等について、第3条の要件等を満たしていることを確認した場合は、当該企業等のエンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等への登録を

認め、公益財団法人九州先端科学技術研究所のホームページに企業等の名称及びロゴマーク、実施する取組内容を掲載し、登録通知並びにE F Cロゴマークのデータ及びステッカーを当該企業等に提供します。

- 2 企業等は前項の登録通知を受けたら直ちに、登録の事実及び実施する取組内容を組織内のエンジニア等に周知いただきますようお願いします。

(登録の変更及び取消し)

第6条 エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等は、実施する取組内容に変更が生じた場合、改めて入力フォームにより事務局に変更申請を行ってください。

- 2 実施する取組内容を行わなくなった場合は、速やかに事務局へ連絡をお願いします。
- 3 福岡市又は事務局は、エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等が本規約に違反した場合、又はその疑いがある場合、本制度に対する社会的信頼保持等の観点から、エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等の登録を取り消すことがあります。

(登録の更新)

第7条 事務局は、毎年4月頃、登録継続の意思の有無及び実施する取組内容について変更がないかエンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等に確認を行います。

(登録された企業等の協力)

第8条 福岡市又は事務局は、エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等が実施する取組内容の状況確認や、紹介等を目的として訪問による取材等を実施する場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

- 2 エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等は、福岡市又は事務局からE F CのP R活動等の協力依頼があった場合、可能な範囲でご協力をお願いします。

(E F Cロゴマークの使用)

第9条 エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等は、本規約が定めるところに従いまして、ポスター、パンフレット、名刺、封筒、ウェブサイト等にロゴマークを使用することができます。

- 2 ロゴマークの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大、縮小する態様での使用に限ります。縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外のカラーの使用、回転、変形等、又は一部分を隠したり他のマーク等と結合したりする等シンボルマークとしての統一性、独立性を損なう恐れのある加工、変更はしないでください。

(禁止事項)

第10条 福岡市又は事務局が、ロゴマークの使用が次のいずれかに該当すると認める場合は、エンジニアフレンドリーシティ福岡賛同企業等はロゴマークを使用できません。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令、公序良俗、健全な社会通念に反すると認められるものに使用する場合
- (3) 企業等が提供する特定の商品やサービスの品質、安全性を担保し、又は担保すると誤認させる場合
- (4) その他福岡市又は事務局が、E F Cの趣旨に反すると認める場合

(事故、苦情等の処理)

第11条 EFCロゴマークを使用した施策、活動等に関して、又はその過程において、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任において対応し、解決してください。福岡市及び事務局は、EFCロゴマークの使用に起因する自己又は他人の損害、損失、第三者との紛争等について、一切関知せず、一切責任を負いません。

(規約等の改訂)

第12条 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合があります。

2 改訂後の規約は、公益財団法人九州先端科学技術研究所のホームページで閲覧可能となった時点から有効に適用されるものとします。

附 則

この規約は、令和元年10月15日から施行します。